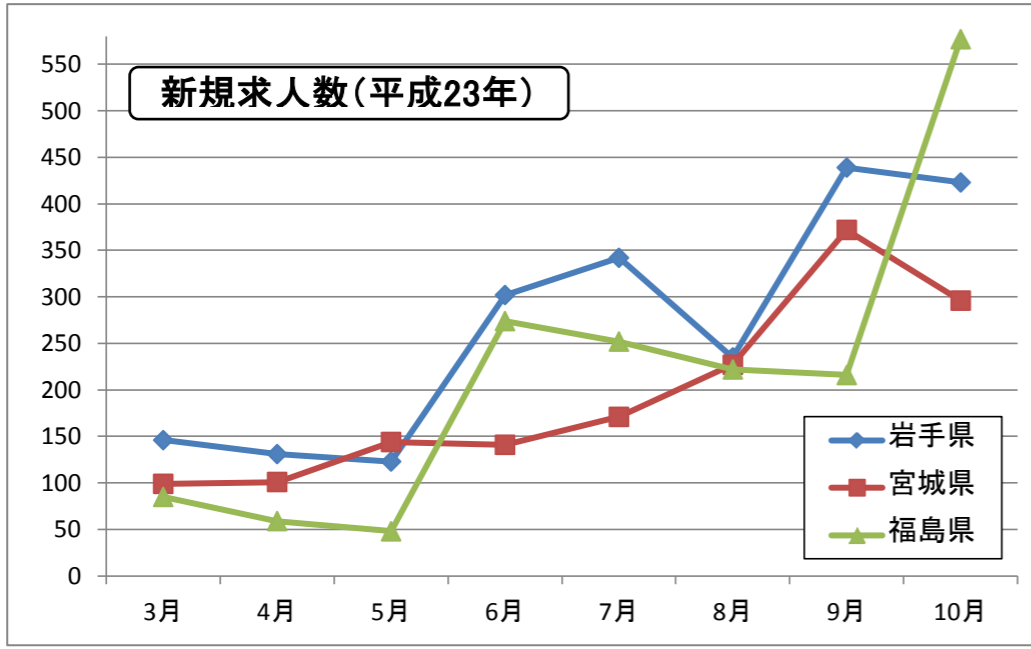


被災3県の求人・求職動向

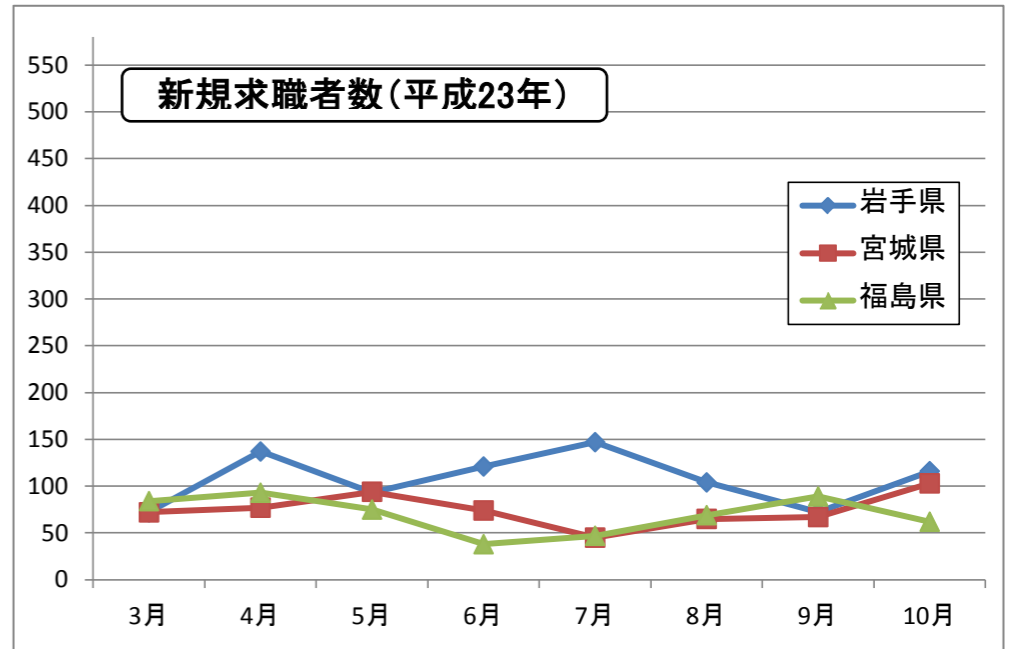
(資料出所) 福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	146	131	123	302	342	235	439	423
宮城県	99	101	144	141	171	227	372	296
福島県	85	59	48	274	252	222	216	577
全国計(被災3県除く)	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412

新規求人数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	178	113	83	237	122	110	305	194
宮城県	165	135	68	88	143	107	138	213
福島県	60	64	40	89	231	93	128	232
全国計(被災3県除く)	9,128	7,989	8,088	10,626	12,036	11,450	11,960	12,955

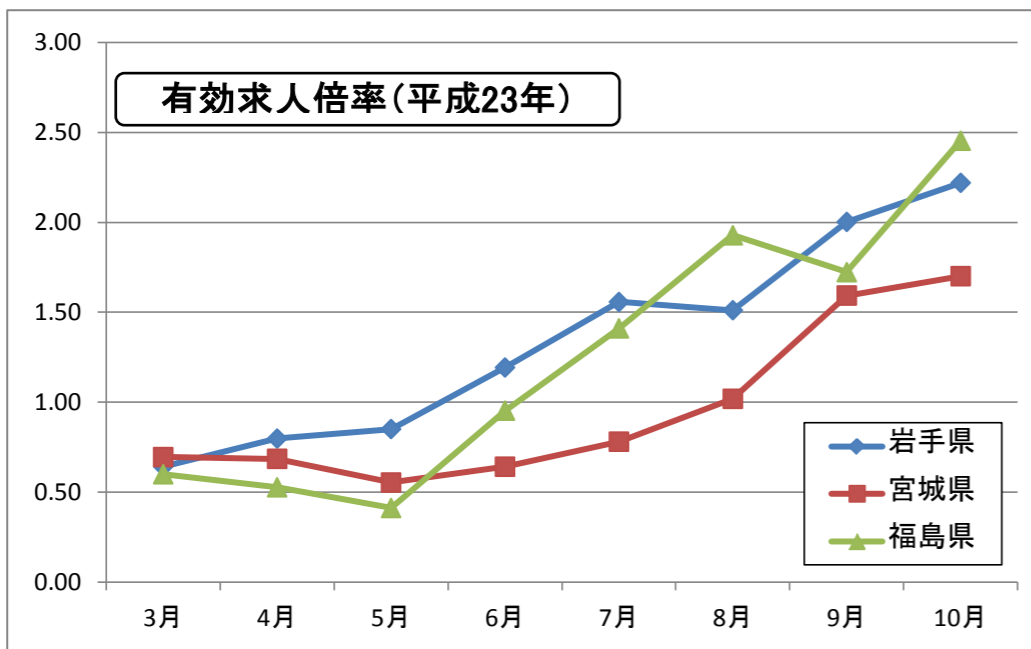
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	-18.0%	15.9%	48.2%	27.4%	180.3%	113.6%	43.9%	118.0%
宮城県	-40.0%	-25.2%	111.8%	60.2%	19.6%	112.1%	169.6%	39.0%
福島県	41.7%	-7.8%	20.0%	207.9%	9.1%	138.7%	68.8%	148.7%
全国計(被災3県除く)	25.4%	31.5%	42.6%	31.1%	26.4%	28.4%	34.1%	19.0%



新規求職者数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	72	137	93	121	147	104	72	116
宮城県	72	77	94	74	45	65	67	103
福島県	84	93	75	38	47	69	89	62
全国計(被災3県除く)	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421

新規求職者数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	119	136	75	115	102	102	150	159
宮城県	125	141	78	85	130	62	89	90
福島県	120	176	88	146	84	87	95	63
全国計(被災3県除く)	5,737	6,047	4,936	4,831	5,529	5,411	4,550	4,670

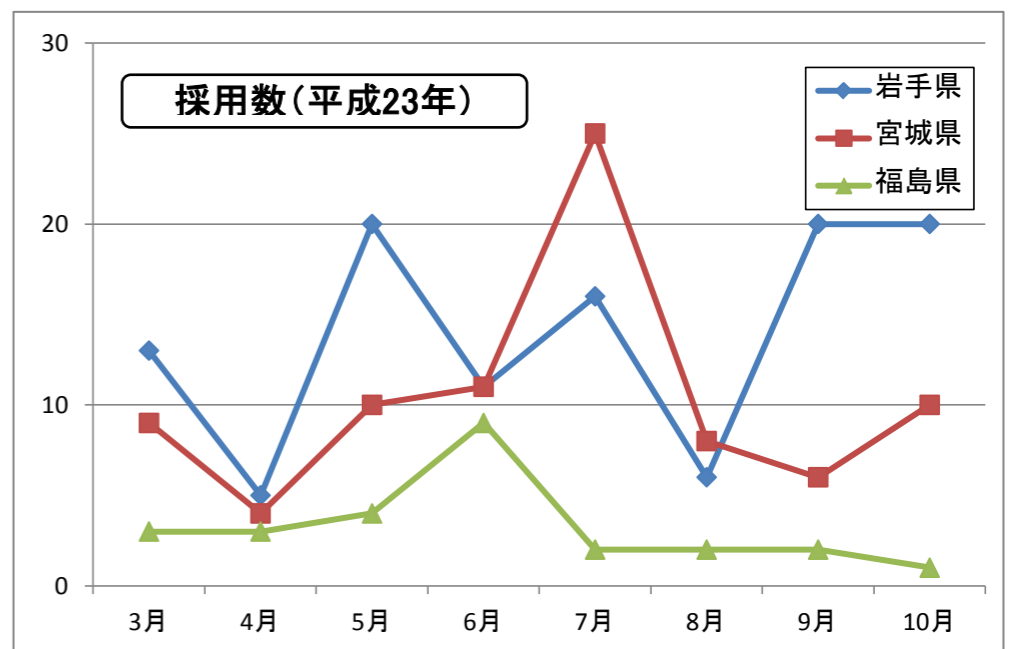
対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	-39.5%	0.7%	24.0%	5.2%	44.1%	2.0%	-52.0%	-27.0%
宮城県	-42.4%	-45.4%	20.5%	-12.9%	-65.4%	4.8%	-24.7%	14.4%
福島県	-30.0%	-47.2%	-14.8%	-74.0%	-44.0%	-20.7%	-6.3%	-1.6%
全国計(被災3県除く)	-13.7%	-9.9%	-6.4%	10.1%	-6.9%	7.6%	0.3%	-5.3%



有効求人倍率(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22
宮城県	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70
福島県	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45
全国計(被災3県除く)	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58

有効求人倍率(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	0.66	0.69	0.58	1.01	0.96	0.94	1.04	0.98
宮城県	0.49	0.54	0.44	0.39	0.42	0.50	0.57	0.72
福島県	0.43	0.36	0.25	0.27	0.51	0.59	0.64	0.65
全国計(被災3県除く)	0.85	0.77	0.78	0.88	1.01	1.06	1.08	1.09

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	-2.0%	16.3%	45.8%	17.8%	62.5%	61.0%	92.0%	126.5%
宮城県	40.4%	27.4%	27.2%	65.8%	85.4%	102.1%	179.1%	137.8%
福島県	38.2%	45.6%	67.4%	249.3%	177.1%	228.8%	168.4%	274.7%
全国計(被災3県除く)	37.6%	42.1%	43.0%	43.5%	48.8%	43.9%	45.9%	44.6%



採用数(23年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	13	5	20	11	16	6	20	20
宮城県	9	4	10	11	25	8	6	10
福島県	3	3	4	9	2	2	2	1
全国計(被災3県除く)	1,522	839	708	520	563	677	679	780

採用数(22年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	28	17	5	14	6	8	11	8
宮城県	22	17	9	5	7	7	3	8
福島県	9	6	5	3	2	3	2	3
全国計(被災3県除く)	1,292	770	581	630	549	517	614	683

対前年同期増減率	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
岩手県	-53.6%	-70.6%	300.0%	-21.4%	166.7%	-25.0%	81.8%	150.0%
宮城県	-59.1%	-76.5%	11.1%	120.0%	257.1%	14.3%	100.0%	25.0%
福島県	-66.7%	-50.0%	-20.0%	200.0%	0.0%	-33.3%	0.0%	-66.7%
全国計(被災3県除く)	17.8%	9.0%	21.9%	-17.5%	2.6%	30.9%	10.6%	14.2%

福利厚生センターサービスメニュー一覧(平成22年12月現在)

健康管理

- 健康生活用品給付
- 電話健康相談
- 生活習慣病予防検診費用助成
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝い品贈呈
- 出産お祝い品贈呈
- 入学お祝い品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 配偶者死亡弔慰金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修

余暇活用

- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動助成
- テーマパーク
- ゴルフ場
- 国内・海外旅行
- レンタカー

情報活用

- ホームページ
- 学天ソウエル
- ソウエルweb書店
- 会員情報誌、ソウエルクラブニュース

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

生活サポート

- 特別資金ローン
- 特別提携住宅ローン
- ソウエル積立保険
- ソウエル団体生命保険
- ソウエル傷害保険
- ソウエル入院保険
- ペット保険
- マイカー購入応援事業
- ショッピング
- スポーツ・カルチャー
- クレジットカード



都道府県別加入状況（平成23年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	（参考）	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	759	36,065	864	87.8%
青森	75	3,072	506	14.8%
岩手	63	3,461	293	21.5%
宮城	42	2,877	222	18.9%
秋田	78	4,138	207	37.7%
山形	102	4,943	221	46.2%
福島	90	4,852	—	—
茨城	119	5,016	473	25.2%
栃木	88	2,858	319	27.6%
群馬	97	3,421	475	20.4%
埼玉	135	5,793	699	19.3%
千葉	70	2,616	562	12.5%
東京	279	21,145	912	30.6%
神奈川	45	2,004	718	6.3%
新潟	46	4,118	396	11.6%
富山	95	5,533	193	49.2%
石川	61	2,708	283	21.6%
福井	43	2,108	211	20.4%
山梨	33	1,064	228	14.5%
長野	64	2,525	327	19.6%
岐阜	89	4,470	282	31.6%
静岡	120	4,597	424	28.3%
愛知	89	6,138	579	15.4%
三重	138	5,766	292	47.3%
滋賀	62	2,117	238	26.1%
京都	85	3,690	423	20.1%
大阪	86	5,689	1,081	8.0%
兵庫	81	3,006	735	11.0%
奈良	43	1,965	199	21.6%
和歌山	48	1,579	200	24.0%
鳥取	23	1,323	109	21.1%
島根	18	695	251	7.2%
岡山	72	5,026	335	21.5%
広島	127	10,170	426	29.8%
山口	65	3,587	291	22.3%
徳島	79	2,968	156	50.6%
香川	79	3,536	179	44.1%
愛媛	59	3,863	206	28.6%
高知	40	1,088	155	25.8%
福岡	150	6,538	1,034	14.5%
佐賀	35	1,476	224	15.6%
長崎	85	3,704	502	16.9%
熊本	95	3,525	623	15.2%
大分	71	3,271	314	22.6%
宮崎	58	2,699	365	15.9%
鹿児島	51	2,085	563	9.1%
沖縄	107	2,774	369	29.0%
合計	4,439	217,662	18,664	—

（注）

1. 社会福祉法人数は、厚生労働省調べ（平成23年3月末現在）による法人数。
2. 社会福祉法人数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載。

全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修（平成24年度(案)）

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数
1 社会福祉主事 資格認定通信課程	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業 4日〕
2 社会福祉施設長 資格認定講習課程	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長としての必要な知識及び技術について通信教育を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業 5日〕
3 社会福祉法人 経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	3回	各200人	3日
1 児童福祉司 資格認定通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は平成24年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業 5日〕
2 「福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準研修プログラム」に基づき各県社会福祉研修実施機関が実施する研修会における指導者を養成する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する「福祉職員生涯研修課程」の研修指導予定者及び研修指導経験者	1回	50人	3日
<p>委託研修</p>					
<p>補助研修</p>					
<p>〔問い合わせ先〕 全国社会福祉協議会中央福祉学院 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 TEL 046-858-1355 http://www.gakuin.gr.jp/</p>					

参考資料7

国立保健医療科学院において実施する研修（平成24年度(案)）

参考資料 8

研修名	目的	対象者	受講定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	適切な指導・監督を実施、普及できるように、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監督の意義を理解し、質の高い指導・監督を実践するための知識・技術を修得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・老人福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
福祉事務所所長研修	社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、より効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とする。	福祉事務所所長	70人	3日間
生活保護自立支援研修担当育成研修	管内における自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、職員の自立支援技術の向上や自立支援プログラムの効果的運営に向けた職場内での研修企画運営の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市において生活保護の研修・企画を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅福祉司・児童心理司合同研修	児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要なら知識・技能を修得することを目的とする。	児童相談所の児童福祉司または児童心理司としての実務経験が3年以上5年以下の者	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の意義と課題を理解した上で、実地指導・監督の標準化や業務管理体制の監督業務に資する知識を修得するとともに、根拠にもとつた適切な指導監督の具体的な手法を修得することを目的とする。	各都道府県（出先機関含む）及び指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場の中堅職員	120人	3日間
母子保護支援における機関連携指導者養成研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員が、婦人保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とする。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員	50人	3日間
都道府県障害程度区分指導者研修	障害程度区分認定の調査内容及び市町村審査会における審査判定・および個別支援への活用についての理解を深め、適切な給付のための障害程度区分に関する専門的知識及び技術を高めることを目的とする。	都道府県が行う障害者自立支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等	80人	1日間
ユニットケアに関する研修				
a サービスマネジメント担当者向け	特別養護老人ホームや老人保健施設をはじめとするユニット型施設を整備・運営する事業者に対して適切なアドバイスができるように、必要な知識と技術を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	60人	3日間
b 施設整備担当者向け	特別養護老人ホームや老人保健施設をはじめとするユニット型施設を整備・運営する事業者に対して適切なアドバイスができるように、必要な知識と技術を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者	60人	2日間
c 施設整備方針立案担当者向け	特別養護老人ホームや老人保健施設をはじめとするユニット型施設を整備・運営する事業者に対して適切なアドバイスができるように、必要な知識と技術を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局の施設整備方針立案担当者	40人	1日間
国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/				

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

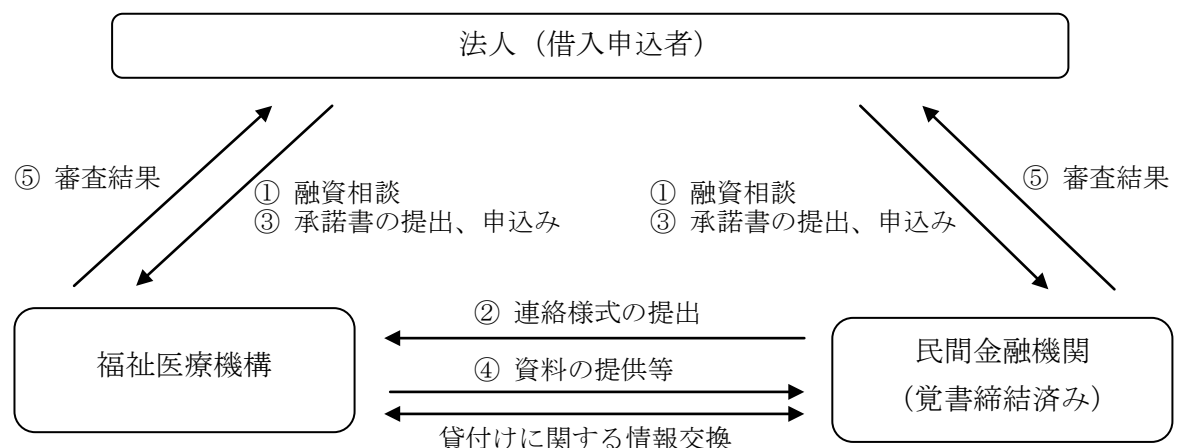
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

社会福祉施設等の耐震化状況

都道府県・市名		全棟数 A	S57以降 建築の棟数 B	改修の必要が ない棟数 C	改修済、 改修中数 D	耐震済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
全国計		146,221	107,293	6,947	4,605	118,845	81.3%
1	北海道	5,408	3,784	125	57	3,966	73.3%
2	青森県	2,204	1,638	43	26	1,707	77.5%
3	岩手県	1,731	1,241	48	26	1,315	76.0%
4	宮城県	1,545	1,158	132	57	1,347	87.2%
5	秋田県	1,447	1,175	22	9	1,206	83.3%
6	山形県	1,993	1,542	53	8	1,603	80.4%
7	福島県	1,824	1,324	93	25	1,442	79.1%
8	茨城県	2,803	2,113	70	63	2,246	80.1%
9	栃木県	2,075	1,644	22	15	1,681	81.0%
10	群馬県	2,422	1,905	35	41	1,981	81.8%
11	埼玉県	4,858	3,739	125	139	4,003	82.4%
12	千葉県	3,842	2,931	285	98	3,314	86.3%
13	東京都	9,423	6,193	1,145	936	8,274	87.8%
14	神奈川県	1,834	1,284	152	127	1,563	85.2%
15	新潟県	2,424	1,771	72	64	1,907	78.7%
16	富山県	1,111	814	60	24	898	80.8%
17	石川県	1,318	901	40	43	984	74.7%
18	福井県	1,554	1,074	146	62	1,282	82.5%
19	山梨県	1,648	1,194	114	58	1,366	82.9%
20	長野県	2,985	2,200	88	74	2,362	79.1%
21	岐阜県	2,181	1,622	200	84	1,906	87.4%
22	静岡県	2,569	2,047	118	130	2,295	89.3%
23	愛知県	3,641	2,478	407	295	3,180	87.3%
24	三重県	2,512	1,902	214	98	2,214	88.1%
25	滋賀県	1,261	953	72	32	1,057	83.8%
26	京都府	1,589	1,108	74	55	1,237	77.8%
27	大阪府	3,878	2,550	180	222	2,952	76.1%
28	兵庫県	3,369	2,472	128	117	2,717	80.6%
29	奈良県	1,350	996	32	33	1,061	78.6%
30	和歌山県	1,296	824	95	71	990	76.4%
31	鳥取県	1,236	883	71	19	973	78.7%
32	島根県	1,607	1,226	24	13	1,263	78.6%
33	岡山県	1,498	1,129	27	11	1,167	77.9%
34	広島県	2,194	1,604	64	36	1,704	77.7%
35	山口県	1,749	1,233	51	21	1,305	74.6%
36	徳島県	1,560	1,203	61	20	1,284	82.3%
37	香川県	1,166	828	39	49	916	78.6%
38	愛媛県	1,806	1,349	32	27	1,408	78.0%
39	高知県	1,064	768	30	20	818	76.9%
40	福岡県	3,245	2,450	52	39	2,541	78.3%
41	佐賀県	1,668	1,252	37	21	1,310	78.5%
42	長崎県	1,960	1,531	52	7	1,590	81.1%
43	熊本県	1,805	1,403	18	12	1,433	79.4%
44	大分県	1,551	1,155	37	34	1,226	79.0%
45	宮崎県	1,352	1,029	57	24	1,110	82.1%
46	鹿児島県	2,463	1,831	47	23	1,901	77.2%
47	沖縄県	1,722	1,277	7	16	1,300	75.5%
都道府県計		107,741	78,728	5,096	3,481	87,305	81.0%

都道府県・市名	全棟数	S57以降 建築の棟数	改修の必要が ない棟数	改修済、 改修中数	耐震済の棟数	耐震化率	
48	札幌市	1,464	1,188	14	13	1,215	83.0%
49	仙台市	890	726	47	39	812	91.2%
50	さいたま市	1,004	792	30	28	850	84.7%
51	千葉市	552	418	70	14	502	90.9%
52	横浜市	2,114	1,753	126	100	1,979	93.6%
53	川崎市	1,068	782	135	37	954	89.3%
54	相模原市	513	436	33	12	481	93.8%
55	新潟市	848	670	43	5	718	84.7%
56	静岡市	696	519	31	85	635	91.2%
57	浜松市	808	635	67	38	740	91.6%
58	名古屋市	1,671	1,187	145	119	1,451	86.8%
59	京都市	1,267	839	77	24	940	74.2%
60	大阪市	1,998	1,271	143	131	1,545	77.3%
61	堺市	585	443	15	11	469	80.2%
62	神戸市	1,379	1,025	95	50	1,170	84.8%
63	岡山市	940	715	16	11	742	78.9%
64	広島市	919	644	11	5	660	71.8%
65	北九州市	1,140	805	11	10	826	72.5%
66	福岡市	1,015	698	76	23	797	78.5%
	政令市計	20,871	15,546	1,185	755	17,486	83.8%
67	旭川市	538	390	0	4	394	73.2%
68	函館市	360	269	8	3	280	77.8%
69	青森市	351	284	2	3	289	82.3%
70	盛岡市	409	311	12	1	324	79.2%
71	秋田市	394	335	6	4	345	87.6%
72	郡山市	370	256	10	13	279	75.4%
73	いわき市	352	258	6	1	265	75.3%
74	宇都宮市	434	366	0	5	371	85.5%
75	前橋市	379	314	11	9	334	88.1%
76	川越市	203	154	3	0	157	77.3%
77	船橋市	337	211	33	7	251	74.5%
78	柏市	111	81	23	0	104	93.7%
79	横須賀市	343	243	10	14	267	77.8%
80	富山市	730	554	48	6	608	83.3%
81	金沢市	645	383	47	71	501	77.7%
82	長野市	623	467	12	10	489	78.5%
83	岐阜市	434	314	26	8	348	80.2%
84	豊田市	307	242	26	26	294	95.8%
85	豊橋市	304	201	42	38	281	92.4%
86	岡崎市	264	169	41	22	232	87.9%
87	大津市	357	265	7	6	278	77.9%
88	高槻市	288	214	15	1	230	79.9%
89	東大阪市	282	199	10	7	216	76.6%
90	姫路市	550	410	24	7	441	80.2%
91	西宮市	399	309	7	6	322	80.7%
92	尼崎市	310	181	15	5	201	64.8%
93	奈良市	314	242	12	4	258	82.2%
94	和歌山市	519	414	20	5	439	84.6%
95	倉敷市	494	339	26	3	368	74.5%
96	福山市	650	421	7	2	430	66.2%

都道府県・市名	全棟数	S57以降 建築の棟数	改修の必要が ない棟数	改修済、 改修中数	耐震済の棟数	耐震化率
97 下関市	430	281	7	7	295	68.6%
98 高松市	613	506	25	8	539	87.9%
99 松山市	436	328	17	14	359	82.3%
100 高知市	536	359	9	9	377	70.3%
101 久留米市	375	290	3	5	298	79.5%
102 長崎市	628	458	14	10	482	76.8%
103 熊本市	658	499	8	10	517	78.6%
104 大分市	785	618	23	7	648	82.5%
105 宮崎市	471	369	33	4	406	86.2%
106 鹿児島市	626	515	18	4	537	85.8%
中核市計	17,609	13,019	666	369	14,054	79.8%

(注1)平成22年4月1日現在

(注2)全棟数は、棟数からH22以降廃止予定を差し引いたもの

住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震関連抜粋）
 ＊平成22年度以降においては社会資本整備総合交付金において実施

○目的 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う。

○事業要件・交付率一覧表

	住宅（共同住宅を含む）	庁舎などの建築物
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ●交付率 【民間実施】 国：1/3、地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ●交付率 【民間実施】 国：1/3、地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2）
耐震改修（建替えも含む）	<p>一般住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：なし ●交付率 【民間実施】 国：11.5% 地方公共団体：11.5% 【地方公共団体実施】国：11.5% 	<p>多数の者が利用する建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：なし ●交付率 【民間実施】国：11.5% 地方公共団体：11.5% 【地方公共団体実施】国：11.5% <p>避難所等建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建物要件 地域防災計画に位置づけられた又は位置づけられる予定の避難所等 ●交付率 【民間実施】国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】国：1/3
	<p>緊急輸送道路沿道住宅・建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：緊急輸送道路沿道 ●交付率 【民間実施】国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】国：1/3 ※ 除却費・補償費（移転費、仮住居借上げ費）も対象（交付率：1/3） 	
	<p>避難路沿道等住宅・建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域要件：避難路沿道等 ●交付率 【民間実施】国：1/6 地方公共団体：1/6 【地方公共団体実施】国：1/6 ※ 除却費・補償費（移転費、仮住居借上げ費）も対象（交付率：1/3） 	

※戸建住宅の交付対象限度額は32,600円/㎡、建築物・共同住宅については47,300円/㎡
 （特に倒壊等の危険性が高い住宅・建築物のうち平成23年3月31日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地内の延焼の危険性が高い建物で防火改修工事を併せて行う戸建て住宅については、交付対象限度額を1.5倍とする）
 ※補償費については、平成23年3月31日までに事業に着手したものに限る。

PR等策定	<ul style="list-style-type: none"> ●対象事業 耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業（耐震改修促進計画策定費、耐震改修設計費、PR費用、死亡時一括償還融資活用の不動産鑑定費用・事務手数料費等） ●交付率 【民間実施】 国：1/3 地方公共団体：1/3 【地方公共団体実施】 国：1/2
-------	--

※ 住宅・建築物安全ストック形成事業の要件に適合するもののうち、地域住宅計画に基づく事業においては、交付対象額のうち、概ね45%を国が助成。
 ※ 住宅・建築物の耐震化に係る事業については、当該事業の他に、社会資本整備総合交付金の効果促進事業において、実施可能（交付率1/2）。

税 制	
対象	主な要件等
改修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 得 税:耐震改修に要した費用と当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の10%相当額(上限20万円)を所得税から控除 ・固 定 資 産 税:一定期間固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1/2に減額 <ul style="list-style-type: none"> 平成18～21年に工事を行った場合:3年間 平成22～24年に工事を行った場合:2年間 平成25～27年に工事を行った場合:1年間 <p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 得 税:10年間、ローン残高の1%(長期優良住宅では最大1.2%)を所得税額から控除

融資制度	
対象	主な要件等
個人向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額:1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限) ・金 利:償還期間10年以内 1.71%、11年以上20年以内 2.36%(平成23年9月1日現在) ・保 証 人:不要 <ul style="list-style-type: none"> 死亡時一括償還型融資の場合 融資限度額:1,000万円(住宅部分の工事費が上限) 金 利:2.40% 保 証 人:(財)高齢者住宅財団による保証
マンション 管理組合向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額:150万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限) ・金 利:償還期間10年以内 1.43%(平成23年9月1日現在) ・保 証 人:必要 <p>※上記は、(財)マンション管理センターの保証を利用する場合</p>

○第三者評価事業(都道府県別の受審数)

全国社会福祉協議会調べ

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	都道府県別 6年間実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	60
2	青森県	5	19	34	12	19	26	115
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	116
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	13
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	10
6	山形県	0	2	2	1	4	2	11
7	福島県	0	0	3	8	9	6	26
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	14
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	42
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	58
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	127
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	208
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	10,289
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	686
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	52
16	富山県	9	18	7	4	2	6	46
17	石川県	0	42	38	32	21	13	146
18	福井県	0	3	2	4	4	5	18
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	31
20	長野県	2	15	9	29	16	15	86
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	60
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	223
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	291
24	三重県	19	7	13	13	13	8	73
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	13
26	京都府	80	115	254	185	192	207	1,033
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	301
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	224
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	7
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	18
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	103
32	島根県	0	1	4	1	2	1	9
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	3
34	広島県	0	0	0	1	16	21	38
35	山口県	41	39	25	14	10	14	143
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	12
37	香川県	0	0	8	2	5	5	20
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	36
39	高知県	0	2	1	3	1	0	7
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	36
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	10
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	35
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	115
44	大分県	11	14	18	14	6	7	70
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	3
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	25
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	11
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	15,073

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

社会福祉法人の新会計基準について

平成23年7月27日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

1. 新基準を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(以下、「新基準」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20.4~H23.3 全25回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。
- ◆ 新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準の構成

- (1) 基準と注解 : 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針 : 会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。
- (3) 移行時の取扱い : 従来の会計ルールから新会計基準へ移行するにあたっての取扱いを示したもの。

4. 新基準における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○ 社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

事業	原則	運用実態
社会福祉事業 障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による(措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる)
養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による(指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
特養等介護保険施設		指導指針が望ましい(会計基準によることができる)
就労支援事業		就労支援会計処理基準による
授産施設		授産施設会計基準による
重症心身障害児施設		病院会計準則による
訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
病院・診療所		病院会計準則による
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可
収益事業	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用	

◆ 新基準

事業	適用範囲
社会福祉事業 障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準を適用する
公益事業	
収益事業	

(2) 計算書類の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成。
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
 - ② 事業活動収支計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
- +
- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ① 資金収支計算書
 - ② 事業活動計算書
 - ③ 貸借対照表
- +

- ④ 附属明細書(※)
- ⑤ 財産目録

(※) 附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ~拠点区分の考え方の導入~

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

① 事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

② 拠点区分

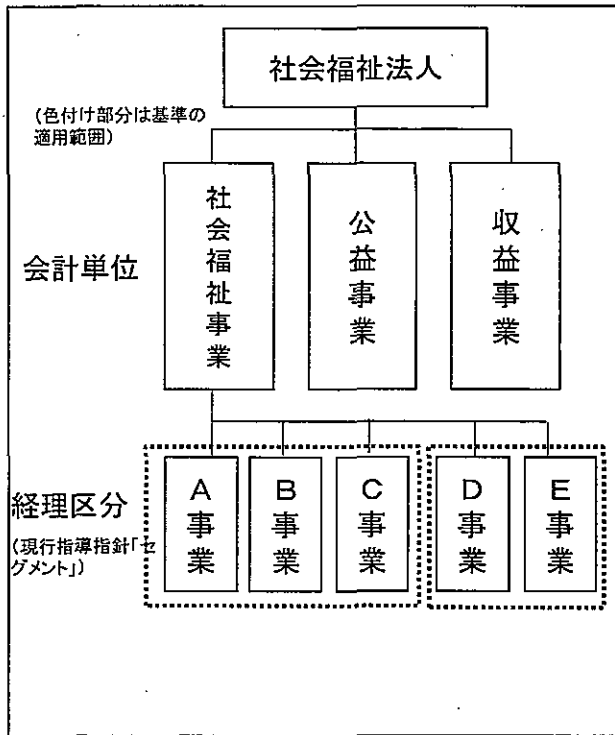
- ・事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所及び事務所)別に区分
- (注) ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

③ サービス区分

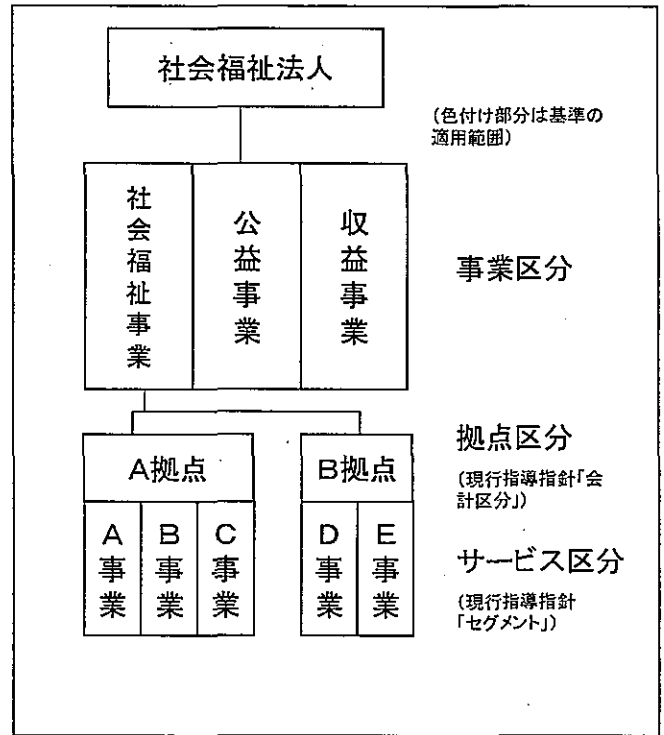
- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分
- (注) 現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。
- (注1) 拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。
(注2) 介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

（「区分方法の変更」イメージ）

◆ 現行基準



◆ 新基準



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
集計 法人全体 (事業区分別)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
集計 事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
集計 拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

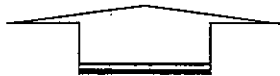
(5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

5. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度(予算)から移行する。
- ・ 平成27年度(予算)には全ての法人において移行する。



<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 一定の法人が先行的に移行することで、その他の法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した法人の実務者が実例を講義・周知することにより、その他の法人においても、より円滑な移行が期待できる。

参考1

附属明細書の考え方

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

- (1) 全事業に係る附属明細書
 - ・基本財産及びその他の固定資産の明細書
 - ・引当金の明細書
 - ・拠点区分資金収支明細書
 - ・拠点区分事業活動明細書
 - ・借入金明細書
 - ・寄附金収益明細書
 - ・補助金事業等収益明細書
 - ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
 - ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書
 - ・基本金明細書
 - ・国庫補助金等特別積立金明細書
 - ・積立金・積立資産明細書
 - ・サービス区分間繰入金明細書
 - ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
 - ・就労支援事業別事業活動明細書
 - ・就労支援事業製造原価明細書
 - ・就労支援事業販管費明細書
 - ・就労支援事業明細書 等

参考2

財務諸表注記の充実

- 現行基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充。
また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
(下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象
- ⑦その他必要な事項



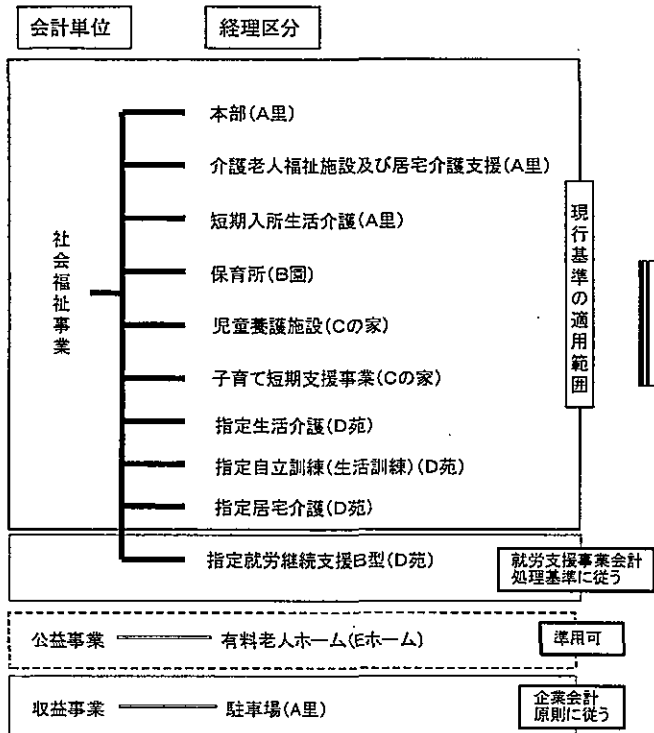
◆ 新基準で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆⑦関連当事者との取引内容
- ☆⑧重要な偶発債務

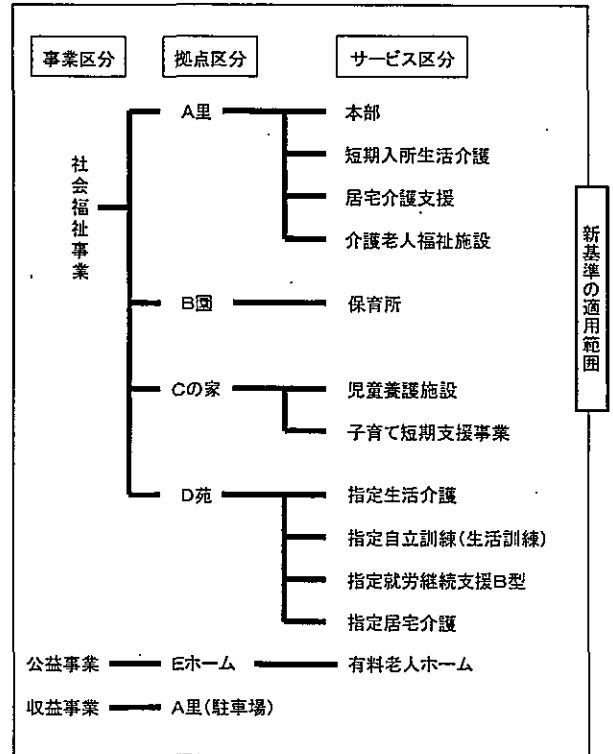
参考3-①

(「区分方法の変更」の事例による説明①)

現行基準



新基準



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

参考3-②

(「区分方法の変更」の事例による説明②)

拠点	各拠点で運営している事業
A里	介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。 また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。 さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。
B園	「保育所」(「地域子育て支援拠点事業」若しくは「一時預かり事業」を実施している場合は、保育所と同一のサービス区分とすることができる。)
Cの家	「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。
D苑	障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。 また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。
Eホーム	「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→ 現行基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。

そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外にも計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→ 基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→ 現行基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった（一方で指導指針には含めていた）が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するものとする。

参考4-② 引当金の範囲

○ 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていた。

○ しかし、上記④その他の引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他の引当金

◆ 新基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

- 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、例えば以下の会計手法を導入する。
 - (ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)
 - 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準
 - (イ)金融商品の時価会計
 - 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法
 - (ウ)リース会計
 - 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法
 - (エ)退職給付会計
 - 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法
 - (オ)減損会計
 - 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法
 - (カ)税効果会計
 - 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方法のほか、簡便な処理方法を明示する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

- ①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。
- ②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。
- ③採用している退職手当制度
従来、注記なし。

◆ 新基準

- ①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。
- ②都道府県等の実施する制度
ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金とする方法。
- ③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注) 共同募金配分金等については、現行基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金: 寄附金として処理
- ②特別配分金: 明記なし
- ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理

◆ 新基準

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
- ②特別配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
- ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理

参考5

既存通知の取扱い

(1) 移行期間終了をもって廃止する主な通知

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援第8号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 4 「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号 社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 6 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援第555号 社会・援護局長通知)
- 7 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保第23号・障障第12号・障精第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 8 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」 等
(平成12年2月17日付け社援第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者にも適用されるものとして存続(一部改正)する主な通知

- 1 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 2 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 3 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 4 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援第1002001号 社会・援護局長通知)
- 5 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」 等
(平成19年7月31日付け障障第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

福祉避難所の指定状況について（平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在）

○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	179	28	15.6%	25滋 賀	19	8	42.1%
2青 森	40	5	12.5%	26京 都	26	14	53.8%
3岩 手	34	12	35.3%	27大 阪	43	26	60.5%
4宮 城	35	24	68.6%	28兵 庫	41	23	56.1%
5秋 田	25	4	16.0%	29奈 良	39	11	28.2%
6山 形	35	5	14.3%	30和歌山	30	13	43.3%
7福 島	59	7	11.9%	31鳥 取	19	5	26.3%
8茨 城	44	11	25.0%	32島 根	21	4	19.0%
9栃 木	27	10	37.0%	33岡 山	27	3	11.1%
10群 馬	35	17	48.6%	34広 島	23	7	30.4%
11埼 玉	59	31	52.5%	35山 口	19	15	78.9%
12千 葉	54	13	24.1%	36徳 島	24	14	58.3%
13東 京	62	51	82.3%	37香 川	17	15	88.2%
14神奈川	33	27	81.8%	38愛 媛	20	10	50.0%
15新 潟	30	15	50.0%	39高 知	34	6	17.6%
16富 山	15	4	26.7%	40福 岡	60	31	51.7%
17石 川	19	10	52.6%	41佐 賀	20	8	40.0%
18福 井	17	14	82.4%	42長 崎	21	7	33.3%
19山 梨	27	25	92.6%	43熊 本	45	10	22.2%
20長 野	77	39	50.6%	44大 分	18	10	55.6%
21岐 阜	42	24	57.1%	45宮 崎	26	4	15.4%
22静 岡	35	34	97.1%	46鹿児島	43	13	30.2%
23愛 知	57	31	54.4%	47沖 縄	41	19	46.3%
24三 重	29	12	41.4%	全国合計	1745	729	41.8%

※福祉避難所を 1 カ所以上指定・協定済みの自治体数